

進路の手引き

— 高等部 —

2021年度版

大阪府立東淀川支援学校

進路指導部

も く じ

1. 高等部卒業後の進路状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
学習班別進路先内訳	
2. 主な進路先概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 就労	
(2) 職業能力開発校（職業訓練校）	
(3) 自立支援事業	
①就労移行支援	
②就労継続支援 I 就労継続支援A型 II 就労継続支援B型	
③自立訓練（生活訓練）	
④生活介護	
⑤地域活動支援センター	
(4) その他	
3. 高等部3年間の進路指導の進め方・・・・・・・・	4
各学年ごと	
福祉サービス事業所利用の進め方	
現場実習について	
4. 自立支援事業について・・・・・・・・	7
自立支援サービスの全体像	
自立支援給付の概要	
地域生活支援事業の概要	
利用者負担について	
5. 自立支援事業の利用にあたって・・・・・・・・	10
6. 相談機関・・・・・・・・	11
(1) 各区保健福祉センター 保健福祉課	
(2) 大阪市北部こども相談センター	
(3) 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	
(4) 大阪市立発達障がい者支援センター（エルムおおさか）	
(5) 各区障がい者基幹相談支援センター	
(6) 公共職業安定所（ハローワーク）	
(7) 大阪市障がい者就業・生活支援センター	
(8) 大阪障害者職業センター	
7. 福祉サービス事業所を探すときは・・・・・・・・	13
あとがき	

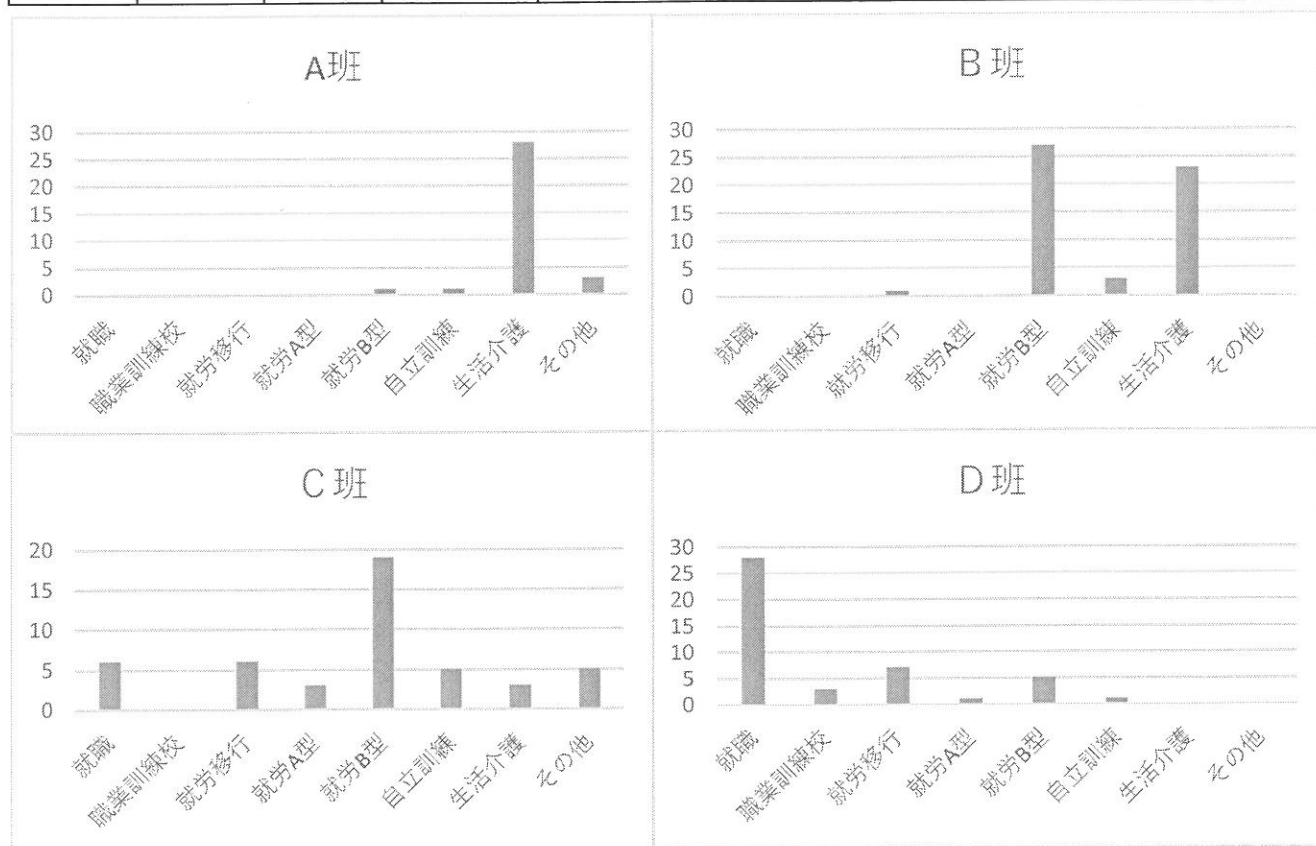
【1. 高等部卒業後の進路状況】

卒業年度	卒業生	就職	職業訓練校	福祉サービス事業所					その他
				就労移行支援	就労継続支援		自立訓練	生活介護	
					A型	B型			
2016	36	10	0	2	1	4(5)※	0	17	2
2017	34	4	0	3	1	14	2	9	1
2018	28	4	2	3	0	10	1	8	0
2019	41	7	1	3	1	14	5	8	2
2020	39	9	0	3	1	10	2	10	4

※1名生活介護と就労継続支援B型の併用利用

◎学習班別進路先内訳

学習班	卒業生	就職	職業訓練校	福祉サービス事業所					その他
				就労移行支援	就労継続支援		自立訓練	生活介護	
					A型	B型			
A班	32	0	0	0	0	1※	1	28	3
B班	54	0	0	1	0	27	3	23	0
C班	47	6	0	6	3	19	5	3	5
D班	45	28	3	7	1	5	1	0	0



【2. 主な進路先概要】

(1) 就労

清掃関係、食品関係、飲食関係、事務関係、物流関係、流通関係、介護関係など業種は多方面にわたっています。

(2) 職業能力開発校（職業訓練校）

職業に必要な知識・技術などを習得し、職業的自立を図ることを目的としています。

入校選考には、学科試験（国語・数学等）・訓練適性検査・体力検査や面接等があります。

施設名	所在地	施設名	所在地
大阪市職業リハビリテーションセンター	平野区喜連西 6-2-55	摂津市障害者職業能力開発センター	摂津市鳥飼上 5-2-8
大阪市職業指導センター	住之江区泉 1-1-110	北大阪高等職業技術専門学校	枚方市津田山手 2-11-40
大阪 INA 職業支援センター	箕面市稲 6-15-26	兵庫障害者職業能力開発校	伊丹市東有岡 4-8

* 訓練期間1年間（大阪市職業指導センターのみ2年）です。

* 申込期間、選考試験について大阪府内は前後期日程があります。

前期日程（申込み期間10月下旬～、選考試験12月）

後期日程（申込み期間12月上旬～、選考試験1月）

* 兵庫障害者職業能力開発校のみ大阪府外のため日程が異なります。

第1回（申込み期間10月中、選考試験11月上旬）が基本で、
定員に満たない場合のみ第2回、第3回選考が実施されます。

* 願書の交付・出願は居住地を管轄するハローワークになります。

* 事前に希望する訓練校の見学・入校相談が必要です。

* 訓練期間中、条件を満たせば給付金が支給される場合があります。

(3) 自立支援事業

①就労移行支援

「一般企業等での就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。」

* 企業等への就労を希望する方に、事業所内での作業や訓練、企業実習の場を通して、個々の適性に合った職場探しなどの支援を行います。標準利用期間は2年です。

②就労継続支援（A型・B型）

「一般企業等での就労が困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。」

I 就労継続支援A型（雇成型）

雇用契約を結び、最低賃金を保障する“雇成型”。対象者は、次の(1)～(3)になります。

(1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者

(2) 支援学校を卒業し就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者

※在学中の就職活動も含みます

(3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

Ⅱ 就労継続支援B型（非雇用型）

雇用契約を結ばず、自分のペースで働く“非雇用型”。工賃を受け取ることができますが、事業所によってその金額は様々です。対象者は次の(1)～(3)になります。

(1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

(2) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者

(3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する者

※卒業後すぐにB型を利用するには、(3)のアセスメントを受ける必要があります。アセスメントは実習で実施され通常の実施期間は約1ヶ月ですが、期間は自治体に委ねられており、大阪市では高3の夏休み等に就労移行支援事業所で5日間の実施になります。

B型アセスメント実習についてのポイント

- ① 高等部3年生の5～6月頃に学校からプリントを配布してご案内します。
(高等部1～2年生で準備していただくことはありません)
- ② 就労移行支援事業所のリスト(通学区域内)も一緒に配布します。
(通学区域外の就労移行支援事業所での実施も可能です)
- ③ 実習は就労移行支援事業所になりますので、お間違えの無いようお願いいたします。
(毎年B型事業所で実習と勘違いされる方がいらっしゃいます)
- ④ 卒業後すぐにB型事業所を利用する可能性がある方が対象です。

③ 自立訓練（生活訓練）

「自立した日常生活または社会生活が営めるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。」

* 自立した生活ができるようになるために、日常生活や社会生活に必要なことを身につける訓練を行います。学校のような学習スタイルのところもあります。

④ 生活介護

「常時介護を必要とする方に対して、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。」

* 介護や常時の見守りなど一定の支援が必要な方が、軽作業や創作的活動などの日中活動を行います。送迎サービスがあるところもあります。

利用については、障がい支援区分3以上（10ページ参照）が必要です。

⑤ 地域活動支援センター※大阪市の事業で、サービス受給者証がなくても利用できます。

「障がい者の方々が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うことで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。」

(4) その他

進学、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練など

【3. 高等部 3 年間の進路指導の進め方】

1 年生

月	取り組み内容	詳細
5 ～ 7	○前期校内実習 ○進路保護者説明会 (第1回) ○懇談会	○校内実習や企業、福祉サービス事業所等の見学を行います ○主な進路概要、進路指導のすすめ方などを説明します ○校内実習の様子をお知らせし、夏休みの見学予定などをお伺いします
10 ～ 12	○後期校内・現場実習 ○進路希望調査① ○懇談会	○校内実習や見学、現場実習(センター※での実習)を行います ○今後の進路指導の参考として、事業所の種別や就労の業種の希望を確認します ○校内実習や現場実習の様子をお知らせし、進路希望調査の内容や、冬休みの見学予定についてお伺いします
1 ～ 3	○懇談会	○卒業後の進路や2年生の実習の確認、春休みの見学の予定等についてお伺いします

2 年生

月	取り組み内容	詳細
5 ～ 7	○前期校内・現場実習 ○懇談会	○校内実習や現場実習(企業やセンター※での実習)を行います ○校内実習や現場実習の様子をお知らせし、後期実習の方向性や夏休みの見学・体験実習の予定についてお伺いします
10 ～ 12	○後期校内・現場実習 ○進路希望調査② ○懇談会 ○進路保護者説明会 (第2回)	○校内実習や現場実習(企業での実習)を行います ○後期実習を終えた時点での希望を確認します ○校内実習や現場実習の様子をお知らせし、進路希望調査の内容や冬休みの見学予定についてお伺いします ○高3の1年間の流れや、就職・福祉サービス事業所・職業能力開発校の進路の進め方を説明します
1 ～ 3	○進路希望調査③ ○懇談会	○具体的な進路の希望を確認し、この希望をもとに3年生の実習先を決定します ○卒業後の進路や3年生の実習について確認をします

※ センターとは、大阪市キャリア教育支援センターを指します。

3年生

学期	月	取り組み内容		
		就労に向けて	職業能力開発校 入校に向けて	福祉サービス事業所利用 に向けて
1	4 ～ 6	<ul style="list-style-type: none"> ○進路保護者説明会（第3回） ○前期校内・現場実習 ○職業相談（求職登録） ハローワーク淀川から職員に来ていただき、本校で求人登録を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○進路保護者説明会（第3回） ○前期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習） ○職業相談（求職登録） ハローワーク淀川から職員に来ていただき、本校で求人登録を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○進路保護者説明会（第3回） ○前期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習）
	7 ～ 8	<ul style="list-style-type: none"> ○懇談会 ○就職支援講習会 2回 （それぞれハローワーク、大阪市キャリア教育支援センター主催） 	<ul style="list-style-type: none"> ○懇談会 ○就職支援講習会 2回 （それぞれハローワーク、大阪市キャリア教育支援センター主催） ○入校相談、見学 	<ul style="list-style-type: none"> ○懇談会 ○B型アセスメント実習 （卒業後すぐにB型利用の可能性のある方が対象）
2	9 ～ 10	<ul style="list-style-type: none"> ○後期校内・現場実習 ○進路希望調査④ ○採用選考面接 	<ul style="list-style-type: none"> ○後期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習） ○進路希望調査④ ○募集要項の案内 （大阪府内 前期） ※ハローワークで職業相談を受け、願書を提出します。出願前に希望する訓練校に入校相談、見学をしておく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○後期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習） ○進路希望調査④
	11 ～ 1	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用条件の確認 ○入社手続き等 ○懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○兵庫障害者職業能力開発校 選考試験（第1回） ○募集要項の案内（後期） （※前期注と同様） ○入校選考試験 （大阪府内前期） ○懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス事業所申込 ○懇談会
3	2 ～ 3	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用条件の確認 ○入社手続き等 ○淀川地域障がい者就業・生活支援センター 個別説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ○入校選考試験 （大阪府内後期） ○入校選考試験 （大阪府内追加募集） 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用の決定 ○支給の申請 （各区役所にて手続き） ○利用契約

* 福祉サービス事業所利用の進め方

高1～3		事業所の見学・体験	様々な事業所を見学・体験することで、事業所の選択の幅が広がります
高1	12月	進路希望調査①	希望する事業種別・事業所名を確認します
高2	10月 2月	進路希望調査②③	具体的な進路希望を確認し、この希望をもとに、高3の前期、後期の実習先を決定します
	3月	学年末懇談会	高3前期実習先の最終確認をします
高3	5月	前期現場実習	福祉サービス事業所で体験実習を行います
	7月	1学期末懇談会	後期実習先の最終確認をします
	夏季 休業中	B型アセスメント実習	卒業後、就労継続支援B型を利用予定（検討中も含む）の方のみ5日間のアセスメント実習を行います
	10月	後期現場実習	福祉サービス事業所で体験実習を行います
	11月	進路希望調査④	利用希望事業所の最終確認
		事業所利用申し込み	ご家庭から事業所へ直接申し込みます
	1月 く	支給申請	各区保健福祉センターで申請をします
利用契約		受給者証を提示し、事業所と利用契約を結びます	

* 現場実習について

- ・現場実習は、体験実習です。卒業後の利用を保障するものではありません。
- ・実習先は、進路希望調査をもとにご家庭と相談し、学校が事業所と調整します。
- ・実習期間は、原則5日間です（事業所の都合で短くなる場合もあります）。

・通所について

自宅から直接、事業所に通所しますので、保護者の責任の下にお願いします。
 実習中は、原則事業所の送迎サービスは利用できません。
 通所には、徒歩または公共交通機関の利用をお願いします。

・事前面接・打ち合わせについて

実習の1～3週間前に、事業所を訪問して本人・保護者・教員で打ち合わせを行いますので、必ず参加をお願いします。